

議案第147号

上越市使用料の徴収に関する条例の一部改正について

上越市使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

上越市長 村山秀幸

上越市使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

上越市使用料の徴収に関する条例（昭和46年上越市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表(1)イの表大潟町中学校屋外テニスコートの項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。